

静岡県告示第217号の3

令和3年3月17日、県議会の議決を経た令和3年度静岡県一般会計予算1件、特別会計予算11件及び企業会計予算5件は、次のとおりである。

令和3年3月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

第 1 号議案

令和 3 年度静岡県一般会計予算

令和 3 年度静岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,309,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 4 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 県債」による。

(一時借入金)

第 5 条 法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 6 条 法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		447,000,000
	1 県民税	126,206,000
	2 事業税	107,777,000
	3 地方消費税	101,037,000
	4 不動産取得税	10,742,000
	5 県たばこ税	3,891,000
	6 ゴルフ場利用税	2,310,000
	7 軽油引取税	37,197,000
	8 自動車税	56,560,000
	9 鉱区税	4,000
	10 核燃料税	1,240,000
	11 狩猟税	35,000
	12 旧法による税	1,000
2 地方消費税清算金		168,735,000
	1 地方消費税清算金	168,735,000
3 地方譲与税		42,800,000
	1 特別法人事業譲与税	40,044,000
	2 地方揮発油譲与税	2,117,000
	3 石油ガス譲与税	72,000

	4 自動車重量譲与税	349,000
	5 地方道路譲与税	1,000
	6 森林環境譲与税	180,000
	7 航空機燃料譲与税	37,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	2,363,000
5 地方交付税	1 地方交付税	166,900,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	4,002,517
8 使用料及び手数料	1 使用料	10,270,656
	2 手数料	313,816
	3 証紙収入	5,531,000
9 国庫支出金	1 国庫負担金	42,020,281
	2 国庫補助金	120,604,186
	3 委託金	5,094,081
10 財産収入		2,335,202

	1 財産運用収入	889,201
	2 財産売払収入	1,446,001
1 1 寄附金	1 寄附金	165,975
1 2 繰入金	1 特別会計繰入金	50,981,205
	2 基金繰入金	561,293
		50,419,912
1 3 繰越金	1 繰越金	3,000,000
		3,000,000
1 4 諸収入		22,540,081
	1 延滞金、加算金及び過料等	560,160
	2 預金利子	12,600
	3 公営企業貸付金元利収入	275,929
	4 貸付金元利収入	670,199
	5 受託事業収入	966,238
	6 収益事業収入	5,730,000
	7 利子割精算金収入	1,000
	8 雑入	14,323,955
1 5 県債		213,743,000
	1 県債	213,743,000
歳 入 合 計		1,309,400,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		1,983,104
	1 議会費	1,983,104
2 知事直轄組織費		6,427,710
	1 知事直轄組織費	6,427,710
3 危機管理費		6,564,503
	1 危機管理費	6,564,503
4 経営管理費		33,897,884
	1 経営管理費	17,469,803
	2 徴税費	8,887,517
	3 地域振興費	1,746,591
	4 選挙費	3,453,692
	5 出納費	1,852,093
	6 人事委員会費	226,588
	7 監査委員費	261,600
5 暮らし・環境費		8,717,586
	1 暮らし・環境費	2,767,136
	2 県民生活費	820,695
	3 建築住宅費	1,973,435
	4 環境費	3,156,320

<p>6 スポーツ・文化観光費</p>	<p>1 スポーツ・文化観光費</p> <p>2 スポーツ費</p> <p>3 文化費</p> <p>4 観光交流費</p> <p>5 空港振興費</p>	<p>17,132,355</p> <p>2,771,271</p> <p>3,455,813</p> <p>4,711,045</p> <p>3,084,286</p> <p>3,109,940</p>
<p>7 健康福祉費</p>	<p>1 健康福祉費</p> <p>2 福祉長寿費</p> <p>3 こども未来費</p> <p>4 障害者支援費</p> <p>5 医療費</p> <p>6 感染症対策費</p> <p>7 健康費</p> <p>8 生活衛生費</p>	<p>276,576,084</p> <p>10,650,442</p> <p>57,534,094</p> <p>46,198,661</p> <p>22,726,942</p> <p>33,145,570</p> <p>30,243,633</p> <p>75,686,815</p> <p>389,927</p>
<p>8 経済産業費</p>	<p>1 経済産業費</p> <p>2 産業革新費</p> <p>3 就業支援費</p> <p>4 商工業費</p> <p>5 農業費</p> <p>6 農地費</p> <p>7 森林・林業費</p> <p>8 水産・海洋費</p>	<p>92,554,932</p> <p>14,238,927</p> <p>5,988,294</p> <p>2,683,738</p> <p>30,275,934</p> <p>9,146,276</p> <p>17,718,386</p> <p>9,726,336</p> <p>2,675,460</p>

	9 労働委員会費	101,581
9 交通基盤費		118,356,434
	1 交通基盤管理費	8,094,887
	2 建設経済費	121,029
	3 建築管理費	15,206
	4 道路費	49,943,732
	5 河川砂防費	37,746,558
	6 港湾費	11,440,877
	7 都市費	10,994,145
10 警察費		80,209,268
	1 警察管理費	77,089,412
	2 警察活動費	3,119,856
11 教育費		245,838,388
	1 総合教育費	23,700
	2 教育委員会費	14,467,453
	3 小学校費	62,470,867
	4 中学校費	38,698,575
	5 高等学校費	59,879,289
	6 大学費	9,978,580
	7 特別支援学校費	27,773,249
	8 学校教育費	2,506,783
	9 社会教育費	933,841
	10 私学振興費	29,106,051

1 2 災害対策費	1 観光施設災害復旧費 2 空港施設災害復旧費 3 社会福祉施設災害復旧費 4 農林水産施設災害復旧費 5 土木施設災害復旧費 6 教育施設災害復旧費 7 災害対策諸費	10,722,752 30,000 64,000 200,000 2,555,000 7,335,000 430,000 108,752
1 3 公債費	1 公債費	186,084,000 186,084,000
1 4 諸支出金	1 地方消費税清算金 2 所得割交付金 3 利子割交付金 4 配当割交付金 5 株式等譲渡所得割交付金 6 法人事業税交付金 7 地方消費税交付金 8 ゴルフ場利用税交付金 9 軽油引取税交付金 1 0 自動車税環境性能割交付金 1 1 利子割精算金 1 2 旧法による自動車取得税交付金 1 3 県税還付金	222,335,000 98,212,000 248,000 514,000 2,400,000 2,965,000 7,561,000 85,883,000 1,640,000 11,345,000 2,061,000 1,000 5,000 9,500,000

15 予備費	1 予備費	2,000,000 2,000,000
歳 出 合 計		1,309,400,000

第 2 表

継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 健康福祉費	7 健康費	社会健康医学研究推進事業費	1,560,000 千円	令和 3 年度	260,000 千円
				令和 4 年度	260,000
				令和 5 年度	260,000
				令和 6 年度	260,000
				令和 7 年度	260,000
				令和 8 年度	260,000

第 3 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によつて生ずる連帯債務	令和3年度から 令和13年度まで	元金1,345,000,000千円に利子を加えた額
2 予算編成システム再構築・保守管理業務委託契約	令和3年度から 令和7年度まで	177,000千円 (委託予定額 313,673千円) (令和3年度計上予算額 136,673千円)
3 静岡県庁ネットワーク設備改修工事(無線系)契約	令和3年度から 令和4年度まで	200,000千円 (工事予定額 200,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)
4 統合宛名システム構築運用保守業務委託契約	令和3年度から 令和8年度まで	67,100千円 (委託予定額 160,900千円) (令和3年度計上予算額 93,800千円)
5 電子申請システム運用業務委託契約	令和3年度から 令和8年度まで	36,200千円 (委託予定額 37,500千円) (令和3年度計上予算額 1,300千円)
6 「統計センターしずおか」ホームページ保守運用業務委託契約	令和3年度から 令和8年度まで	11,400千円 (委託予定額 11,800千円) (令和3年度計上予算額 400千円)
7 防災行政無線中継所電気通信設備等賃貸借契約(高根山中継所)	令和3年度から 令和5年度まで	6,800千円 (賃貸借予定額 10,200千円) (令和3年度計上予算額 3,400千円)
8 消防防災ヘリコプター無線設備更新工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	11,000千円 (工事予定額 11,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)

9 下田総合庁舎受変電設備更新工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	202,000千円 (工事予定額 202,000千円) 令和3年度計上予算額 0千円)
10 富士総合庁舎受変電設備更新・非常用発電機移設工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	240,000千円 (工事予定額 267,000千円) 令和3年度計上予算額 27,000千円)
11 浜松総合庁舎受変電設備・非常用発電機更新移設工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	358,000千円 (工事予定額 398,000千円) 令和3年度計上予算額 40,000千円)
12 県税等収納事務委託契約	令和3年度から 令和6年度まで	173,000千円 (委託予定額 178,000千円) 令和3年度計上予算額 5,000千円)
13 県税クレジットカード指定代理納付業務委託契約	令和3年度から 令和6年度まで	700千円 (委託予定額 1,600千円) 令和3年度計上予算額 900千円)
14 防災・減災強化資金(耐震補強TOUKAI-0型)の利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	47,451千円
15 磐田学園建築工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	481,000千円 (工事予定額 503,904千円) 令和3年度計上予算額 22,904千円)
16 陽子線治療費に対する利子補給	令和3年度から 令和8年度まで	750千円
17 医薬品等申請審査システム用端末等賃貸借契約	令和3年度から 令和7年度まで	4,200千円 (賃貸借予定額 5,240千円) 令和3年度計上予算額 1,040千円)
18 新エネ・省エネ設備等導入促進資金(新エネ設備特別型)の利子補給	令和3年度から 令和13年度まで	5,000千円

19 離職者等再就職支援事業委託契約	令和3年度から 令和6年度まで	188,000千円 (委託予定額 214,000千円) (令和3年度計上予算額 26,000千円)
20 技術専門学校障害者再就職支援事業委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	1,600千円 (委託予定額 3,200千円) (令和3年度計上予算額 1,600千円)
21 工科短期大学校多目的実習棟他建築工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	956,000千円 (工事予定額 956,560千円) (令和3年度計上予算額 560千円)
22 静岡県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和19年度まで	910,000千円
23 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	12,204,000千円
24 産業成長促進資金に係る利子補給	令和3年度から 令和13年度まで	110,000千円
25 地方卸売市場近代化資金の利子補給	令和3年度から 令和9年度まで	500千円
26 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地売買等事業の資金の損失補償	令和3年度から 令和9年度まで	167,000千円
27 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地中間管理事業の条件整備資金の損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	156,000千円
28 農業振興資金の利子補給	令和3年度から 令和24年度まで	339,075千円
29 豚熱緊急対策資金に係る利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	2,140千円

30 食肉センター再編整備事業 工事契約	令和3年度から 令和7年度まで	2,559,000千円 (工事予定額 2,781,000千円) (令和3年度計上予算額 222,000千円)
31 農業農村整備事業等工事契 約 (県営基幹農業用水利施設 機能保全向上対策事業松毛川 排水機場保全2期地区ほか21 件)	令和3年度から 令和5年度まで	3,508,000千円 (工事予定額 5,108,000千円) (令和3年度計上予算額 1,600,000千円)
32 林業近代化資金の利子補給	令和3年度から 令和8年度まで	23千円
33 水産業振興資金の利子補給	令和3年度から 令和24年度まで	478,000千円
34 県単独道路施設小規模修繕 等業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	420,000千円 (委託予定額 1,750,000千円) (令和3年度計上予算額 1,330,000千円)
35 道路事業設計業務委託契約 (一般国道414号ほか1件)	令和3年度から 令和4年度まで	60,000千円 (委託予定額 170,000千円) (令和3年度計上予算額 110,000千円)
36 道路事業橋梁点検業務委託 契約 (橋梁点検ほか2件)	令和3年度から 令和4年度まで	217,000千円 (委託予定額 434,000千円) (令和3年度計上予算額 217,000千円)
37 道路事業小規模付属物点検 業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	150,000千円 (委託予定額 250,000千円) (令和3年度計上予算額 100,000千円)
38 道路事業工事契約 (一般国 道135号ほか74件)	令和3年度から 令和5年度まで	8,791,000千円 (工事予定額 15,026,000千円) (令和3年度計上予算額 6,235,000千円)
39 道路事業工事委託契約 (一 般国道473号ほか1件)	令和3年度から 令和4年度まで	198,000千円 (委託予定額 250,000千円) (令和3年度計上予算額 52,000千円)

40 県単独交通安全施設修繕業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	45,000千円 (委託予定額 180,000千円) (令和3年度計上予算額 135,000千円)
41 県単独道路事業工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	60,000千円 (工事予定額 65,000千円) (令和3年度計上予算額 5,000千円)
42 青野大師ダム管理設備工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	206,000千円 (工事予定額 412,000千円) (令和3年度計上予算額 206,000千円)
43 河川事業工事契約（境川ほか10件）	令和3年度から 令和7年度まで	3,798,000千円 (工事予定額 5,350,000千円) (令和3年度計上予算額 1,552,000千円)
44 津波対策施設等整備事業（河川）工事契約	令和3年度から 令和7年度まで	750,000千円 (工事予定額 850,000千円) (令和3年度計上予算額 100,000千円)
45 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業用地譲受契約	令和3年度から 令和7年度まで	静岡県土地開発公社が、令和3年度において借り受ける事業資金2,229,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、河川事業等国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、令和7年度までに支払う。
46 静岡県土地開発公社が行う河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	令和3年度から 令和7年度まで	静岡県土地開発公社が、令和3年度において金融機関等から、河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、2,229,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
47 海岸事業工事契約（沼津牛臥海岸ほか4件）	令和3年度から 令和4年度まで	530,000千円 (工事予定額 1,323,000千円) (令和3年度計上予算額 793,000千円)

48 砂防事業工事契約（湊北沢）	令和3年度から 令和4年度まで	100,000千円 （工事予定額 150,000千円） （令和3年度計上予算額 50,000千円）
49 港湾施設小規模修繕等業務 委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	7,500千円 （委託予定額 30,000千円） （令和3年度計上予算額 22,500千円）
50 漁港施設小規模修繕等業務 委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	10,000千円 （委託予定額 40,000千円） （令和3年度計上予算額 30,000千円）
51 街路事業設計費負担契約 （JR東海道本線・JR御 殿場線（新貨物ターミナル））	令和3年度から 令和4年度まで	580,000千円 （負担予定額 620,000千円） （令和3年度計上予算額 40,000千円）
52 街路事業設計費負担契約 （JR東海道本線・JR御 殿場線（新貨物ターミナル部 旅客線））	令和3年度から 令和4年度まで	220,000千円 （負担予定額 340,000千円） （令和3年度計上予算額 120,000千円）
53 街路事業工事契約（沼津南 一色線）	令和3年度から 令和4年度まで	50,000千円 （工事予定額 100,000千円） （令和3年度計上予算額 50,000千円）
54 大仁警察署庁舎建築工事契 約	令和3年度から 令和4年度まで	2,177,000千円 （工事予定額 2,295,000千円） （令和3年度計上予算額 118,000千円）
55 交番・駐在所建築工事契約 （三島警察署中郷交番ほか 6件）	令和3年度から 令和4年度まで	510,000千円 （工事予定額 510,000千円） （令和3年度計上予算額 0千円）
56 警察職員住宅解体工事契約 （広野公舎ほか2件）	令和3年度から 令和4年度まで	146,000千円 （工事予定額 146,000千円） （令和3年度計上予算額 0千円）

57 中部運転免許センター特定天井対策改修工事契約	令和3年度から 令和4年度まで	137,000千円 (工事予定額 137,000千円 令和3年度計上予算額 0千円)
58 高等学校校舎建築設計委託契約 (志榛地区新構想高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	87,000千円 (委託予定額 174,000千円 令和3年度計上予算額 87,000千円)
59 高等学校校舎建築設計委託契約 (焼津中央高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	181,000千円 (委託予定額 226,000千円 令和3年度計上予算額 45,000千円)
60 高等学校校舎建築設計委託契約 (富士宮北高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	133,000千円 (委託予定額 169,000千円 令和3年度計上予算額 36,000千円)
61 高等学校校舎建築設計委託契約 (浜松工業高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	254,000千円 (委託予定額 318,000千円 令和3年度計上予算額 64,000千円)
62 高等学校校舎建築設計委託契約 (清水西高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	221,000千円 (委託予定額 276,000千円 令和3年度計上予算額 55,000千円)
63 高等学校校舎建築設計委託契約 (富士宮東高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	154,000千円 (委託予定額 193,000千円 令和3年度計上予算額 39,000千円)
64 高等学校仮設校舎賃貸借契約 (藤枝東高等学校)	令和3年度から 令和6年度まで	10,000千円 (賃貸借予定額 26,000千円 令和3年度計上予算額 16,000千円)
65 高等学校校舎建築工事契約 (伊東地区新構想高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	3,027,000千円 (工事予定額 3,801,000千円 令和3年度計上予算額 774,000千円)
66 特別支援学校校舎改修工事契約 (浜松特別支援学校磐田分校)	令和3年度から 令和4年度まで	2,000千円 (工事予定額 2,000千円 令和3年度計上予算額 0千円)

67 高等学校校舎建築工事契約 (沼津工業高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	943,000千円 (工事予定額 1,181,000千円) (令和3年度計上予算額 238,000千円)
68 高等学校校舎建築工事契約 (清水東高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	1,338,000千円 (工事予定額 1,675,000千円) (令和3年度計上予算額 337,000千円)
69 高等学校校舎建築工事契約 (焼津水産高等学校)	令和3年度から 令和5年度まで	1,361,000千円 (工事予定額 1,702,000千円) (令和3年度計上予算額 341,000千円)
70 高等学校校舎建築工事契約 (磐田南高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	2,429,000千円 (工事予定額 3,038,000千円) (令和3年度計上予算額 609,000千円)
71 高等学校校舎解体工事契約 (藤枝東高等学校)	令和3年度から 令和4年度まで	65,000千円 (工事予定額 93,000千円) (令和3年度計上予算額 28,000千円)
72 新県立中央図書館建築設計 委託契約	令和3年度から 令和5年度まで	587,000千円 (委託予定額 838,000千円) (令和3年度計上予算額 251,000千円)
73 農林水産業災害対策資金の 利子補給	令和3年度から 令和9年度まで	1,292千円

第 4 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地震対策事業費	千円 285,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	2,004,000	又は	以 内	
県有財産管理費	19,000	証券発行		
地震防災事業費	130,000	(他の地		
公有林整備費	100,000	方公共団		
スポーツ施設整備事業費	253,000	体との共		
文化学術施設整備事業費	1,538,000	同発行を		
観光施設整備事業費	799,000	含む)		
空港整備事業費	1,010,000			
社会福社会館整備事業費	62,000			
老人福祉施設整備事業費	500,000			
児童福祉施設整備事業費	287,000			
児童相談所整備事業費	219,000			
障害者施設整備事業費	590,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機構事業費	6,553,000			
労政会館施設整備費	42,000			
職業能力開発施設整備事業費	275,000			
産業経済会館施設整備費	5,000			
先端農業推進拠点整備事業費	34,000			
農林技術研究所整備事業費	22,000			
農林大学校専門職大学 移行事業費	1,744,000			
食肉センター再編整備事業費	97,000			
土地改良事業費	2,136,000			
耕地災害防止施設費	680,000			
自然災害防止事業費	812,000			
林道事業費	748,000			
臨時林道整備事業費	160,000			
治山事業費	1,230,000			
緊急自然災害防止対策事業費	8,215,000			
指導調査船整備費	818,000			
沿岸漁場整備費	69,000			
魚介類種苗生産施設整備費	71,000			
道路事業費	4,725,000			

臨時県道整備事業費	16,400,000			
河川事業費	4,069,000			
臨時河川整備事業費	1,844,000			
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			
海岸保全事業費	818,000			
砂防事業費	2,216,000			
港湾事業費	1,535,000			
漁港整備費	685,000			
漁港海岸保全費	34,000			
地域鉄道対策事業費	124,000			
都市公園整備費	178,000			
警察施設整備費	2,160,000			
臨時高等学校施設整備費	6,708,000			
特別支援学校施設整備費	12,000			
県有施設改善事業費	266,000			
社会教育施設整備事業費	130,000			
大学施設整備事業費	2,749,000			
国直轄土地改良事業費	698,000			
国直轄治山事業費	661,000			
国直轄道路事業費	8,650,000			
国直轄河川事業費	2,294,000			
国直轄海岸保全事業費	1,365,000			
国直轄砂防事業費	2,540,000			
国直轄港湾事業費	1,834,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000			
過年災害空港施設復旧費	34,000			
現年災害空港施設復旧費	30,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	37,000			
現年災害農林水産施設復旧費	413,000			
過年災害土木復旧費	485,000			
現年災害土木復旧費	2,089,000			
国直轄災害復旧費	394,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000			
臨時財政対策	113,800,000			
計	213,743,000			

第 2 号議案

令和 3 年度静岡県公債管理特別会計予算

令和 3 年度静岡県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,371,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,648,000
	1 財産運用収入	1,648,000
2 繰入金		268,323,000
	1 一般会計繰入金	185,263,000
	2 基金繰入金	83,060,000
3 県債		176,400,000
	1 県債	176,400,000
歳 入 合 計		446,371,000

歲 出

款	項	金 額
1 公債費		446,371,000
	1 公債費	446,371,000
歲 出 合 計		446,371,000

第 3 号 議 案

令和 3 年度静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

令和 3 年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,647,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入	1 証紙収入	2,647,000
歳 入 合 計		2,647,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰出金		2,647,000
	1 一般会計繰出金	2,647,000
歳 出 合 計		2,647,000

令和 3 年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

令和 3 年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,971,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,895,474
	1 使用料	3,895,474
2 国庫支出金		1,980,104
	1 国庫補助金	1,980,104
3 財産収入		184,813
	1 財産運用収入	9,313
	2 財産売却収入	175,500
4 繰入金		2,798,547
	1 一般会計繰入金	922,000
	2 基金繰入金	1,876,547
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		88,062
	1 雑入	88,062
7 県債		4,023,000
	1 県債	4,023,000
歳入合計		12,971,000

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		8,978,848
	1 県営住宅管理費	3,560,162
	2 県営住宅整備費	5,180,000
	3 積立金	238,686
2 公債費		3,922,152
	1 公債費	3,922,152
3 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		12,971,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 県営住宅麻機羽高団地PFI 事業契約	令和3年度から 令和10年度まで	4,009,000千円 (PFI事業予定額 4,009,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)
2 県営住宅総合再生整備事業 設計業務委託契約（駒越団地 ほか3件）	令和3年度から 令和4年度まで	117,000千円 (委託予定額 165,000千円) (令和3年度計上予算額 48,000千円)
3 県営住宅総合再生整備事業 アドバイザー業務委託契約 （原団地）	令和3年度から 令和4年度まで	15,000千円 (委託予定額 22,000千円) (令和3年度計上予算額 7,000千円)
4 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（上小嵐団地ほか1 件）	令和3年度から 令和4年度まで	160,000千円 (工事予定額 436,000千円) (令和3年度計上予算額 276,000千円)
5 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（押切西団地ほか2 件）	令和3年度から 令和5年度まで	2,831,000千円 (工事予定額 2,831,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)

第 3 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	千円 2,226,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,226,000			

令和 3 年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 3 年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		192,127
	1 繰越金	192,127
2 諸収入		225,873
	1 預金利子	2
	2 貸付金元利収入	219,204
	3 雑入	6,667
歳 入 合 計		418,000

歲 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		418,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	413,000
	2 諸費	5,000
歲 出 合 計		418,000

令和 3 年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和 3 年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ655,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		113,275
	1 国庫補助金	113,275
2 繰入金		121,271
	1 一般会計繰入金	121,271
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		420,453
	1 預金利子	1
	2 雑入	420,452
歳入合計		655,000

歳 出

款	項	金 額
1 扶養共済事業費		654,850
	1 扶養年金費	650,928
	2 諸費	3,922
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		655,000

令和 3 年度静岡県国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 326,200,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		102,679,658
	1 負担金	102,679,658
2 国庫支出金		81,735,587
	1 国庫負担金	62,578,691
	2 国庫補助金	19,156,896
3 前期高齢者交付金		117,699,891
	1 前期高齢者交付金	117,699,891
4 共同事業交付金		546,420
	1 共同事業交付金	546,420
5 財産収入		1,253
	1 財産運用収入	1,253
6 繰入金		19,651,853
	1 他会計繰入金	19,501,853
	2 基金繰入金	150,000
7 繰越金		3,639,088
	1 繰越金	3,639,088

8 諸収入		246,250
	1 預金利子	3,400
	2 雑入	242,850
歳 入 合 計		326,200,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		6,613
	1 総務管理費	5,923
	2 運営協議会費	690
2 保険給付費等交付金		263,217,890
	1 保険給付費等交付金	263,217,890
3 後期高齢者支援金等		45,348,543
	1 後期高齢者支援金等	45,348,543
4 前期高齢者納付金等		117,084
	1 前期高齢者納付金等	117,084
5 介護納付金		16,360,256
	1 介護納付金	16,360,256
6 病床転換支援金等		200
	1 病床転換支援金等	200
7 共同事業拠出金		546,761
	1 共同事業拠出金	546,761
8 保健事業費		225,000
	1 保健事業費	225,000

9 基金積立金	1 基金積立金	1,253 1,253
10 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	349,248 349,248
11 予備費	1 予備費	27,152 27,152
歳 出 合 計		326,200,000

第 8 号 議 案

令和 3 年度静岡県中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和 3 年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,477,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		4,166
	1 一般会計繰入金	4,166
2 繰越金		177,357
	1 繰越金	177,357
3 諸収入		1,201,085
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	1,197,768
	3 雑入	3,316
4 県債		94,392
	1 県債	94,392
歳 入 合 計		1,477,000

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		473,190
	1 中小企業高度化資金等貸付金	117,990
	2 諸費	18,604
	3 一般会計繰出金	336,596
2 公債費		1,003,810
	1 公債費	1,003,810
歳 出 合 計		1,477,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 94,392	普通貸借	10.0 % 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	94,392			

令和 3 年度静岡県林業改善資金特別会計予算

令和 3 年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 340,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		177,096
	1 繰越金	177,096
2 諸収入		162,904
	1 預金利子	544
	2 貸付金元利収入	112,358
	3 雑入	50,002
歳 入 合 計		340,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金費		190,984
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	977
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,007
2 予備費		149,016
	1 予備費	149,016
歳 出 合 計		340,000

令和3年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,010
	1 一般会計繰入金	1,010
2 繰越金		129,110
	1 繰越金	129,110
3 諸収入		23,880
	1 預金利子	46
	2 貸付金元金収入	23,833
	3 雑入	1
歳入合計		154,000

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		62,810
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	61,800
	2 諸費	1,010
2 予備費		91,190
	1 予備費	91,190
歳 出 合 計		154,000

令和3年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

令和3年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,231,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		17,667
	1 負担金	17,667
2 使用料及び手数料		2,925,894
	1 使用料	2,925,894
3 国庫支出金		17,666
	1 国庫補助金	17,666
4 財産収入		671,126
	1 財産運用収入	450,126
	2 財産売却収入	221,000
5 繰入金		98,000
	1 一般会計繰入金	98,000
6 諸収入		136,647
	1 貸付金元利収入	24,816
	2 雑入	111,831
7 県債		1,364,000
	1 県債	1,364,000
歳 入 合 計		5,231,000

歲 出

款	項	金 額
1 港灣事業費		2,999,880
	1 港灣管理費	2,158,320
	2 施設整備費	788,000
	3 積立金	42,000
	4 一般会計繰出金	11,560
2 公債費		2,211,120
	1 公債費	2,211,120
3 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歲 出 合 計		5,231,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	10,000千円 (委託予定額 40,000千円) (令和 3 年度計上予算額 30,000千円)

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 695,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	453,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	109,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	107,000			
計	1,364,000			

令和3年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

令和3年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,330,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入	1 諸収入	2,330,000
	2 雑入	1,290
歳 入 合 計		2,330,000

歲 出

款	項	金 額
1 集中管理費		2,330,000
	1 集中管理費	2,330,000
歲 出 合 計		2,330,000

令和3年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総配水量	229,900,028 ^{m³}
(ア) 柿田川工業用水道	36,508,859 ^{m³}
(イ) 富士川工業用水道	9,952,455 ^{m³}
(ウ) 東駿河湾工業用水道	135,048,478 ^{m³}
(エ) 静清工業用水道	18,790,897 ^{m³}
(オ) 中遠工業用水道	12,547,339 ^{m³}
(カ) 西遠工業用水道	11,082,141 ^{m³}
(キ) 湖西工業用水道	5,969,859 ^{m³}
2 1日平均配水量	629,863 ^{m³}
(ア) 柿田川工業用水道	100,024 ^{m³}
(イ) 富士川工業用水道	27,267 ^{m³}
(ウ) 東駿河湾工業用水道	369,996 ^{m³}
(エ) 静清工業用水道	51,482 ^{m³}
(オ) 中遠工業用水道	34,376 ^{m³}
(カ) 西遠工業用水道	30,362 ^{m³}
(キ) 湖西工業用水道	16,356 ^{m³}
3 給水工場数	341か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所
(イ) 富士川工業用水道	11か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	97か所

（エ） 静 清 工 業 用 水 道	74か所
（オ） 中 遠 工 業 用 水 道	56か所
（カ） 西 遠 工 業 用 水 道	78か所
（キ） 湖 西 工 業 用 水 道	21か所
4 建 設 改 良 事 業	2,534,000千円
（ア） 柿 田 川 工 業 用 水 道	70,233千円
（イ） 富 士 川 工 業 用 水 道	20,067千円
（ウ） 東 駿 河 湾 工 業 用 水 道	747,152千円
（エ） 静 清 工 業 用 水 道	870,899千円
（オ） 中 遠 工 業 用 水 道	284,886千円
（カ） 西 遠 工 業 用 水 道	387,490千円
（キ） 湖 西 工 業 用 水 道	153,273千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	4,874,222千円
第1項	営 業 収 益	4,406,782千円
第2項	営 業 外 収 益	176,084千円
第3項	特 別 利 益	291,356千円

支 出

第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	4,787,507千円
第1項	営 業 費 用	4,651,665千円
第2項	営 業 外 費 用	132,842千円
第3項	予 備 費	3,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,666,715千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224,366千円、建設

改良積立金 88,594 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,353,755 千円で補填するものとする。。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	3,096,778千円
第1項	企 業 債	1,639,000千円
第2項	国 庫 補 助 金	160,900千円
第3項	補 償 金	20,000千円
第4項	負 担 金	74,000千円
第5項	投資有価証券償還金	1,200,000千円
第6項	固定資産売却代金	2,878千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,763,493千円
第1項	建 設 改 良 費	2,534,000千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	8,028千円
第3項	投 資	1,200,000千円
第4項	企 業 債 償 還 金	1,020,860千円
第5項	国 庫 補 助 金 返 還 金	605千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 東駿河湾工業用水道事業工事契約（蒲原取水場取水ポンプ設備改築工事ほか7件）	令和3年度から 令和5年度まで	2,751,000千円 （工事予定額 2,896,000千円） （令和3年度計上予算額 145,000千円）
2 静清工業用水道事業工事契約（三保線配水管布設替工事ほか2件）	令和3年度から 令和4年度まで	773,000千円 （工事予定額 1,396,000千円） （令和3年度計上予算額 623,000千円）
3 中遠工業用水道事業工事契約（寺谷浄水場沈殿池耐震補強工事ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	105,000千円 （工事予定額 215,000千円） （令和3年度計上予算額 110,000千円）

4 西遠工業用水道事業工事契約（初生浄水場薬注設備改築工事ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	165,000千円 （工事予定額 205,000千円） （令和3年度計上予算額 40,000千円）
5 湖西工業用水道事業工事契約（内山支線配水管布設工事ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	400,000千円 （工事予定額 470,000千円） （令和3年度計上予算額 70,000千円）

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柿田川工業用水道建設費 東駿河湾工業用水道建設費 静清工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 70,000 213,000 736,000 263,000 286,000 71,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,639,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 581,353千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、26,097千円と定める。

令和3年度静岡県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	76,139,000m ³
	(ア) 駿豆水道	10,366,000m ³
	(イ) 榛南水道	5,548,000m ³
	(ウ) 遠州水道	60,225,000m ³
2	1日平均配水量	208,600m ³
	(ア) 駿豆水道	28,400m ³
	(イ) 榛南水道	15,200m ³
	(ウ) 遠州水道	165,000m ³
3	給水対象数	10市町
	(ア) 駿豆水道	3市町
	(イ) 榛南水道	2市
	(ウ) 遠州水道	5市町
4	建設改良事業	2,166,000千円
	(ア) 駿豆水道	395,740千円
	(イ) 榛南水道	358,483千円
	(ウ) 遠州水道	1,411,777千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	7,092,588千円
-----	--------	-------------

第1項	営業収益	6,559,970千円
第2項	営業外収益	532,618千円
	支出	
第1款	水道事業費用	6,433,529千円
第1項	営業費用	5,937,950千円
第2項	営業外費用	492,579千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,422,059千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,104千円、建設改良積立金395,740千円、過年度分損益勘定留保資金2,360,704千円及び当年度分損益勘定留保資金468,511千円で補填するものとする。）。

	収入	
第1款	資本的収入	1,414,412千円
第1項	企業債	445,000千円
第2項	補助金	163,000千円
第3項	負担金	6,412千円
第4項	投資有価証券償還金	800,000千円
	支出	
第1款	資本的支出	4,836,471千円
第1項	建設改良費	2,166,000千円
第2項	固定資産取得費	6,552千円
第3項	投資	1,600,000千円
第4項	企業債償還金	1,036,919千円
第5項	国庫補助金返還金	2,000千円
第6項	補助金返還金	25,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 駿豆水道用水供給事業工事 契約（駿豆水道水質計器改築 工事）	令和3年度から 令和4年度まで	5,000千円 （工事予定額 23,000千円） 令和3年度計上予算額 18,000千円
2 榛南水道用水供給事業工事 契約（榛南浄水場電気設備改 築工事ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	10,000千円 （工事予定額 73,000千円） 令和3年度計上予算額 63,000千円
3 遠州広域水道用水供給事業 工事契約（寺谷浄水場沈殿池 汚泥掻寄機改築工事ほか3件）	令和3年度から 令和4年度まで	448,000千円 （工事予定額 500,000千円） 令和3年度計上予算額 52,000千円
4 遠州広域水道用水供給事業 整備維持契約（都田浄水場電 気設備整備維持事業ほか2件）	令和3年度から 令和20年度まで	655,000千円 （整備維持事業予定額 703,000千円） 令和3年度計上予算額 48,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 210,000 235,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	445,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 662,577千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、12,973千円と定める。

令和3年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開 発 整 備	開 発 面 積	177,129㎡
2	開 発 土 地 供 給	供 給 面 積	119,934㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	開 発 整 備 事 業 収 益	3,485,791千円	
第1項	営 業 収 益	3,434,826千円	
第2項	営 業 外 収 益	2,965千円	
第3項	特 別 利 益	48,000千円	
		支 出	
第1款	開 発 整 備 事 業 費 用	3,498,928千円	
第1項	営 業 費 用	3,386,918千円	
第2項	営 業 外 費 用	109,010千円	
第3項	予 備 費	3,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,802,863千円は、繰越工事資金215,829千円及び過年度分損益勘定留保資金1,587,034千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	937,209千円
第1項	負 担 金	3,209千円
第2項	浜松坪井地区事業収入	8,000千円
第3項	富士大淵地区事業収入	332,000千円
第4項	牧之原萩間地区事業収入	54,000千円
第5項	新規用地事業収入	540,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,740,072千円
第1項	建 設 改 良 費	1,739,820千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	252千円
第3項	投 資	1,000,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士大淵工業団地確定測量 業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	23,400千円 (委託予定額 39,000千円) (令和3年度計上予算額 15,600千円)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 152,164千円
- (2) 交 際 費 100千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1	処分する資産	土 地 開 発 土 地	102,124㎡	売払い及び 無償譲渡

令和3年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病床数	615床
	一般病床	615床
	(2) 患者数	
	年間延患者数	497,618人
	外来患者	300,080人
	入院患者	197,538人
	1日平均患者数	1,781人
	外来患者	1,240人
	入院患者	541人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	693,704千円
	(2) 器械器具及び備品購入	807,837千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	40,028,162千円
第1項	医業収益	32,691,811千円
第2項	医業外収益	7,331,351千円
第3項	特別利益	5,000千円
第2款	研究所事業収益	734,017千円
第1項	研究所収益	734,017千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	40,024,233千円
第1項	医 業 費 用	38,671,787千円
第2項	医 業 外 費 用	1,347,446千円
第3項	特 別 損 失	5,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	893,482千円
第1項	研 究 所 費 用	893,482千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,423,825千円は、過年度分損益勘定留保資金1,423,825千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	病 院 資 本 的 収 入	3,074,000千円
第1項	企 業 債	1,373,000千円
第2項	基 金 繰 入 金	1,000千円
第3項	受 託 金	56,000千円
第4項	投 資 有 価 証 券 償 還 金	1,644,000千円
第2款	研 究 所 資 本 的 収 入	286,460千円
第1項	企 業 債	37,000千円
第2項	他 会 計 負 担 金	837千円
第3項	受 託 金	33,000千円
第4項	出 資 金	215,623千円

支 出

第1款	病 院 資 本 的 支 出	4,497,824千円
第1項	建 設 改 良 費	1,430,704千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,000,045千円
第3項	長 期 貸 付 金	64,800千円
第4項	敷 金 ・ 保 証 金	2,275千円

第2款	研究所資本的支出	286,461千円		
第1項	建設改良費	70,837千円		
第2項	企業債償還金	215,624千円		
(債務負担行為)				
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。				
事	項	期 間	限 度 額	
静岡がんセンター施設整備事業工事契約		令和3年度から 令和5年度まで	453,000千円 (工事予定額 453,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)	
(企業債)				
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 720,000 653,000 37,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,410,000			
(一時借入金)				
第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 14,215,527千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、495,077千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第11条 棚卸資産の購入限度額は、17,505,375千円と定める。

令和3年度静岡県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度静岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間総処理水量	30,752,000m ³
	(ア) 狩野川東部流域下水道	11,332,000m ³
	(イ) 狩野川西部流域下水道	19,420,000m ³
2	1日平均処理水量	84,252m ³
	(ア) 狩野川東部流域下水道	31,047m ³
	(イ) 狩野川西部流域下水道	53,205m ³
3	流域関連市町数	8市町
	(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町
	(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町
4	建設改良事業	2,342,200千円
	(ア) 狩野川東部流域下水道	1,199,600千円
	(イ) 狩野川西部流域下水道	1,142,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	流域下水道事業収益	5,242,027千円
第1項	営業収益	2,967,061千円
第2項	営業外収益	2,274,966千円

支 出

第1款	流域下水道事業費用	4,637,280千円
第1項	営業費用	4,417,322千円
第2項	営業外費用	216,958千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,014,215 千円は、減債積立金 123,152 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,358 千円、当年度分損益勘定留保資金 459,008 千円、繰越利益剰余金処分額 403,697 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	2,497,505千円
第1項	企業債	451,000千円
第2項	借入金	35,450千円
第3項	出資金	93,305千円
第4項	国庫補助金	1,429,500千円
第5項	負担金	457,250千円
第6項	雑収入	31,000千円

支 出

第1款	資本的支出	3,511,720千円
第1項	建設改良費	2,342,200千円
第2項	固定資産取得費	6,040千円
第3項	企業債償還金	887,551千円
第4項	借入金償還金	275,929千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 流域下水道事業管理委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和3年度から 令和6年度まで	3,150,000千円 （委託予定額 3,150,000千円） （令和3年度計上予算額 0千円）
2 流域下水道事業下水汚泥処理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	510,000千円 （委託予定額 510,000千円） （令和3年度計上予算額 0千円）
3 流域下水道事業道路管理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	4,000千円 （委託予定額 14,000千円） （令和3年度計上予算額 10,000千円）
4 流域下水道事業工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和3年度から 令和4年度まで	1,303,000千円 （工事予定額 2,041,000千円） （令和3年度計上予算額 738,000千円）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 231,000 220,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	451,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における営業費用、営業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 178,292千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、22,402千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金403,697千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 403,697千円